

工事検査関係情報の公表に関する事務取扱要領（改正後）

（趣旨）

- 1 この要領は、千葉市が発注する建設工事等に係る検査関係情報の公表に関し、必要な事項を定める。

（公表の範囲及び内容）

- 2 公表に関する範囲及び内容は、次に掲げる事項とする。
 - （1）千葉市請負工事検査要綱
 - （2）工事検査実施要領
 - （3）千葉市工事成績評定要領
 - （4）千葉市工事技術検査要領
 - （5）千葉市土木工事技術検査基準
 - （6）千葉市営繕工事技術検査基準
 - （7）建築工事出来高査定要領
 - （8）社内検査実施指導要領
 - （9）工事成績評定の内容に係る苦情等の取扱いに関する要領
 - （10）千葉市工事執行規則に基づく工事成績評定通知書（様式第11号）（写）

（公表の方法）

- 3 公表の方法は、次のとおりとする。
 - （1）2の(1)から(10)は、総務局総務部政策法務課市政情報室にて公表する。
なお、2の(1)から(9)は、千葉市ホームページにも掲載し公表する。
 - （2）2の(10)の公表期間は、通知した日の翌月から翌年度末日までとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 工事成績評定通知書（写）の公表は、平成16年11月1日以降に認定し成績を通知したのから適用する。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。